

介護保険サービス事業者の指定申請手続き等について

岐阜県健康福祉部高齢福祉課

1 介護保険における事業者指定について

平成12年4月1日に施行された介護保険制度では、介護保険が適用される介護サービス事業を行うには、介護保険法に基づき事業者の指定（又は許可）を受ける必要があります。

事業者の指定（又は許可）は、事業所・施設の所在地を管轄する都道府県又は市町村等が行います。

| サービスの種類 | 事業所所在地 | 申請・届出窓口 |
|--|--------|---|
| ○居宅サービス（介護予防サービスを含む） 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、 訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、 通所介護、通所リハビリテーション、 短期入所生活介護、短期入所療養介護、 特定施設入居者生活介護、 福祉用具貸与、特定福祉用具販売 | 岐阜市以外 | 県事務所、 岐阜地域福祉事務所 福祉課 ※詳細は「事業所・施設の 所在地ごとの担当窓口」 参照。 |
| ○施設サービス 介護老人福祉施設 介護療養型医療施設 | 岐阜市 | 岐阜市 介護保険課 |
| 介護老人保健施設 介護医療院 | 岐阜市以外 | 岐阜県 高齢福祉課 |
| | 岐阜市 | 岐阜市 介護保険課 |
| ○居宅介護支援 ○地域密着型サービス（介護予防サービスを含む） ○介護予防・生活支援サービス事業 ○介護予防支援 ○介護予防ケアマネジメント | すべて | 市町村 又は 広域連合の 介護保険担当部署 |

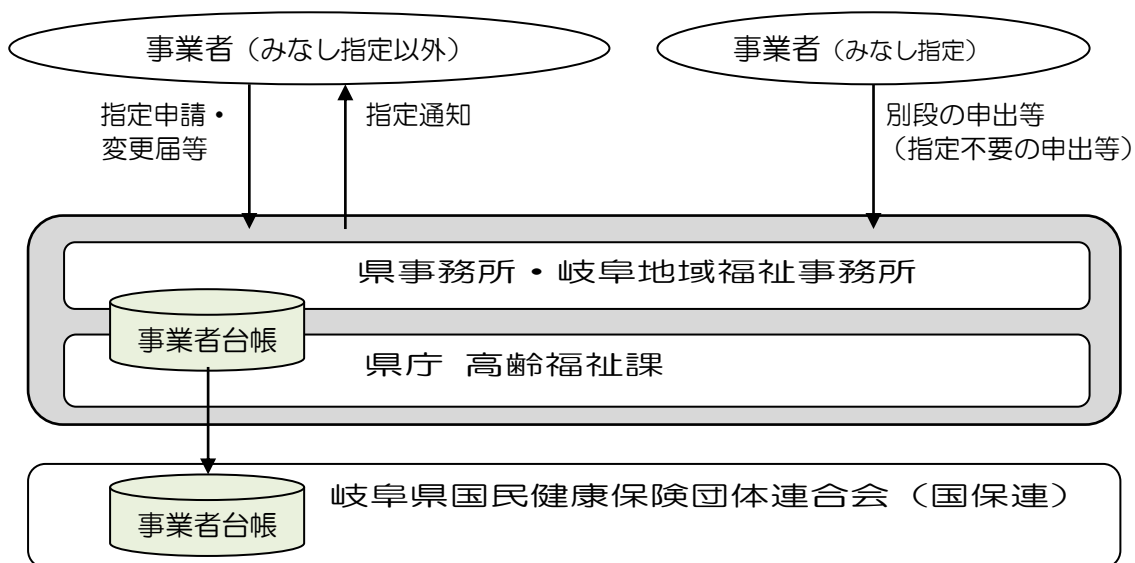
○ 事業所・施設の所在地ごとの担当窓口

| 事業所・施設の所在地 | 担当窓口 | 住 所 |
|--|------------------|--|
| | | 電 話 番 号 |
| 羽島市、各務原市、山県市、本巣市、 瑞穂市、羽島郡（岐南町、笠松町）、 本巣郡（北方町） | 岐阜地域福祉事務所 福祉課 | ※変更：令和3年2月14日まで 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁 |
| | | ※変更：令和3年2月15日から 〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14-53 OKB ふれあい会館 |
| | | 058-272-1930（直通）※電話番号は変更ありません。 |

| | | |
|---|---------------|---|
| 大垣市、海津市、養老郡（養老町）、不破郡（垂井町、関ヶ原町）、安八郡（神戸町、輪之内町、安八町） | 西濃県事務所 福祉課 | 〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎 0584-73-1111(内線232~234) |
| 揖斐郡（揖斐川町、大野町、池田町） | 揖斐県事務所 福祉課 | 〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎 0585-23-1111(内線241・243) |
| 美濃加茂市、可児市、加茂郡（坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村）、可児郡（御嵩町） | 可児県事務所 福祉課 | 〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1 可児総合庁舎 0574-25-3111(内線242~244) |
| 関市、美濃市、郡上市 | 中濃県事務所 福祉課 | 〒501-3756 美濃市生楯1612-2 中濃総合庁舎 0575-33-4011(内線257・258) |
| 多治見市、瑞浪市、土岐市 | 東濃県事務所 福祉課 | 〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 0572-23-1111(内線271・272) |
| 中津川市、恵那市 | 恵那県事務所 福祉課 | 〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎 0573-26-1111(内線226・227) |
| 高山市、飛騨市、下呂市、大野郡（白川村） | 飛騨県事務所 福祉課 | 〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 0577-33-1111(内線271~273) |

2 介護保険事業者の指定申請手続きについて

○ 介護保険制度の概要



※ 介護給付費（介護報酬）の請求・支払スケジュール

| |
|---|
| サービス提供の翌月 10日（必着）：事業者 → 国保連へ請求 サービス提供の翌々月26日～末日：国保連 → 事業者へ支払 |
|---|

（例）サービス提供月：4月

5月10日：事業者 → 国保連 請求書送付

6月26日：国保連 → 事業者 介護報酬支払

○ 介護保険事業者の新規指定申請について

事業者の指定申請については、指定申請書及び定められた添付書類の提出が必要です。

また、介護報酬の加算を算定する場合は、指定申請時に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）」も同時に提出する必要があります。

なお、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護については岐阜県高齢者安心計画による指定の制限があります。

【 事業者指定までの標準的なスケジュール 】

| 1 事前相談 (指定希望日から2月以上前) | 2 申請 | 3 指定・通知 | ※変更等届 | ※報告等 |
|--------------------------|-----------------------------------|------------------|--------------------------|-----------------|
| ・ 申請書類の準備等 | ・ 受付 ・ 審査 ・ 補正指示等 ・ 現地調査 | ・ 指定又は却下 ・ 通知 | ・ 変更等届 ・ 付表 ・ 添付書類 | ・ 報告 ・ 指導、監査 |
| 例 2/1 相談 | 3/1 申請 | 4/1 指定 | 変更後 10 日以内 | 適宜 |

・ 事前相談は、電話予約の上、行います。

・ 毎月1日までに申請が行われたものについて、翌月1日以降の日付で指定をします。なお、補正を指示した場合、補正完了後の翌月1日以降の日付で指定をします。

・ 市町村から介護保険法第70条第7項の規定に基づく協議がなされた場合は、上記の標準スケジュールは適用されませんのでご注意ください。

○ みなし指定について

介護保険が適用される介護サービス事業を行うには、介護保険法に基づき事業者の指定を受ける必要がありますが、病院が健康保険法に基づく保険医療機関の指定を受けたとき等は、介護保険法に基づく介護サービスを行う指定事業者としてみなされます。

| みなし指定の前提となる条件等 | 指定事業者とみなされるサービス |
|----------------------|--|
| 保険医療機関 特定承認保険医療機関 | 訪問看護・介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション |
| 保険薬局 | 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 |
| 介護老人保健施設 介護医療院 | 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション |
| 介護療養型医療施設 | 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 |

※ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを行おうとする「みなし指定事

業所」は、事業を開始しようとする前月の15日以前までに介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）等を提出する必要があります。（その他のサービスを行う「みなし事業所」で加算を算定することが予定されている場合も同様です。）

※ みなし指定事業事業者についても、「指導監査等に関する自己点検シート」（※8 その他）により、ご自身の事業所が基準を満たしているか定期的に点検いただき、事業を行ってください。

※ みなし指定については、別段の申出を行うことによって指定を受けないことができます。

※ 別段の申出を行った後に、事業を再開する場合は、通常の事業所と同様に新規指定の申請が必要となりますので、ご注意ください。

○ 申請書等の入手方法

申請に必要な様式は、岐阜県高齢福祉課の下記ウェブサイトからダウンロードしてください。

介護保険ライブラリ（介護保険事業者の指定申請・届出）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/library-ijgyosha.html>

3 申請事項の変更・加算算定の届出について

○ 申請事項の変更

- ・申請事項に変更があった場合は、変更後10日以内に変更の届出が必要です。
- ・事業を休止・廃止する場合は、**休止又は廃止しようとする日の1か月前までに届出が必要です。**
- ・休止した事業を再開するときは、事前にご相談ください。
- ・届出等を行う場合は、**必ず事前に電話にて予約を行った上でご来庁ください。**
- ・市町村を跨ぐ事業所所在地の変更は事業所番号を変更するため廃止届及び新規指定申請が必要です。

○ 加算（減算）の届出と算定開始時期

| サービス | 届出受理日 | 算定開始日 |
|---|-------------|-------|
| A・B 以外のサービスにおける加算 | 15日以前 | 翌月 1日 |
| | 16日以降 | 翌々月1日 |
| A 訪問看護(予防)の 緊急時訪問看護加算 | 届出受理日から算定開始 | |
| B 短期入所生活介護(予防)・短期入所療養介護(予防)・ 特定施設入居者生活介護(予防)・介護老人福祉施設・ 介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設に おける加算 | 月の初日以外 | 翌 月 |
| | 月の初日 | 当該月 |

4 指定の更新について

平成18年4月の介護保険法改正により、事業者・施設の指定は、6年ごとに更新を行わなければ効力を失うことになりました。介護保険事業を継続したい場合は、指定更新の手続きを行う必要があります。

更新の書類の受付は、指定の有効期限の2か月前から開始します。

指定更新の手続きは下記の必要書類を整えた上で、**遅くとも有効期限の1か月前までには申請を行ってください。**

県から更新手続きに関する案内は行いませんので、各事業者において有効期限の把握及び更新手続きを行ってください。

なお、更新の手続きを行う場合は、**必ず事前に電話にて予約を行った上でご来庁ください。**

5 介護保険指定事業者の情報について

介護保険事業者の新規指定、廃止、指定の取り消し等については、岐阜県高齢福祉課の下記ウェブサイトにより公示します。また、岐阜県が指定した介護保険指定事業者・施設一覧についても掲載しています。(毎月更新)

介護保険指定事業者・施設

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/horei/11215/kaigo-service.html>

6 介護サービス情報の公表制度（介護サービス情報公表システム）について

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタートした制度で、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供するしくみです。「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも気軽に情報を入手することができます。

介護サービス情報公表システム <http://www.kaigokensaku.jp/>

○公表対象となる事業者（事業所・施設）

既存事業者（みなし指定を含む）

前年（1月～12月）の介護報酬の支払実績が100万円を超える事業者

新規事業者（みなし指定を除く）

当該年度に新たに介護サービスの提供を開始する事業者

○事業者情報の公表までの流れ

- ① 毎年1回、各事業所は直近の事業所情報を指定情報公表センターへ報告
- ② 指定情報公表センターは内容を審査
(県が必要と認める場合に訪問調査を実施)
- ③ インターネット（介護サービス情報公表システム）に事業所情報を掲載

※ 公表対象事業者の方には、指定情報公表センター（岐阜県社会福祉協議会）からの案内にしたがって、インターネットで報告を行っていただきます。

7 老人福祉法の届出について

○ 老人福祉法に基づく届出が必要となる事業

介護保険法に定める事業を実施する場合、介護保険法第70条（指定居宅サービス事業者）、同法第78条の2（指定地域密着型サービス事業者）、同法第115条の2（指定介護予防サービス事業者）及び同法第115条の11（指定地域密着型介護予防サービス事業者）により事業者として指定申請が必要となりますが、次の事業については、介護保険法の事業者指定申請を都道府県知事又は市町村長に行う際に、あらかじめ老人福祉法に基づく届出が必要です。なお、届け出た事項に変更が生じた場合、変更届が必要となる場合がありますので、届出先にご確認下さい。

届出窓口： 事業所の所在地が岐阜市以外 県事務所、岐阜地域福祉事務所
事業所の所在地が岐阜市 岐阜市

| 老人福祉法 | | 介護保険法上の名称 |
|------------------|--------------------------------|---|
| 必要な届出名 | 名称 | |
| 老人居宅生活支援事業開始届 | 老人居宅介護等事業 (第5条の2第2項) | 訪問介護、介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、指定事業者による第一号訪問事業 |
| | 老人デイサービス事業 (第5条の2第3項) | 通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、指定事業者による第一号通所事業 |
| | 老人短期入所事業 (第5条の2第4項) | 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 |
| | 小規模多機能型居宅介護 (第5条の2第5項) | 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| | 認知症対応型老人共同生活援助事業 (第5条の2第6項) | 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| | 複合型サービス福祉事業 (第5条の2第7項) | 複合型サービス |
| 老人デイサービスセンター等設置届 | 老人デイサービスセンター (第20条の2の二) | 通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、指定事業者による第一号通所事業 |
| | 老人短期入所施設 (第20条の3) | 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 |

(注) 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設とは、デイサービス又はショートステイのサービスを専用施設で実施するものを独立した施設として位置づけているものです。したがって、デイサービス又はショートステイのサービスに使用する主要な部分を併設施設と共用する場合は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設に該当しないため、老人デイサービスセンター等設置届を提出する必要はありません。この場合は、老人居宅生活支援事業開始届を提出する必要があります。

8 その他

○ 指導監査等に関する自己点検シートによる点検について

「指導監査等に関する自己点検シート」により、ご自身の事業所（みなし指定事業者を含む）が基準を満たしているか定期的に点検いただき、事業を行ってください。

自己点検シート

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/shido-kansaH30.html>